



愛媛県報

発行 愛媛県

平成20年12月19日金曜日 第2026号外1

◇ 目 次 ◇
条 例

職員給与に関する条例の一部を改正する条例.....	1
愛媛県手数料条例の一部を改正する条例.....	2
愛媛県県税賦課徴収条例の一部を改正する条例.....	5

愛媛県統計調査条例.....	6
愛媛県環境審議会条例の一部を改正する条例.....	8
教育職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例.....	8
愛媛県食の安全安心推進条例.....	9

条 例

○愛媛県条例第65号

職員給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

平成20年12月19日

愛媛県知事 加戸守行

職員給与に関する条例の一部を改正する条例

職員給与に関する条例（昭和26年愛媛県条例第57号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（通勤手当）</p> <p>第10条 省略</p> <p>2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、人事委員会規則で定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額（特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等の利用が人事委員会規則で定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る運賃等を負担することを常例とする職員にあつては、人事委員会規則で定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額）に相当する額（以下「運賃等相当額」という。）。ただし、運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下「1箇月当たりの運賃等相当額」という。）が<u>78,000円</u>を超えるときは、支給単位期間につき、<u>78,000円</u>に支給単位期間の月数を乗じて得た額（その者が2以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、1箇月当たりの運賃等相当額の合計額が<u>78,000円</u>を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、<u>78,000円</u>に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）</p> <p>(2) 省略</p> <p>(3) 前項第3号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自転車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自転車等の使用距離等の事情を考慮して人事委員会規則で定める区分に応じ、前2号に定める額（1箇月当たりの運賃等相当額及び前号に定める額の合計額が<u>78,000円</u>を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、<u>78,000円</u>に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）、第1号に掲げる額又は前</p>	<p>（通勤手当）</p> <p>第10条 省略</p> <p>2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、人事委員会規則で定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額（特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等の利用が人事委員会規則で定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る運賃等を負担することを常例とする職員にあつては、人事委員会規則で定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額）に相当する額（以下「運賃等相当額」という。）。ただし、運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下「1箇月当たりの運賃等相当額」という。）が<u>75,000円</u>を超えるときは、支給単位期間につき、<u>75,000円</u>に支給単位期間の月数を乗じて得た額（その者が2以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、1箇月当たりの運賃等相当額の合計額が<u>75,000円</u>を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、<u>75,000円</u>に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）</p> <p>(2) 省略</p> <p>(3) 前項第3号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自転車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自転車等の使用距離等の事情を考慮して人事委員会規則で定める区分に応じ、前2号に定める額（1箇月当たりの運賃等相当額及び前号に定める額の合計額が<u>75,000円</u>を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、<u>75,000円</u>に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）、第1号に掲げる額又は前</p>

号に定める額
3～6 省略

号に定める額
3～6 省略

附 則

この条例は、平成21年1月1日から施行する。

○**愛媛県条例第66号**

愛媛県手数料条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

平成20年12月19日

愛媛県知事 加 戸 守 行

愛媛県手数料条例の一部を改正する条例

愛媛県手数料条例（平成12年愛媛県条例第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後			改 正 前																														
<p>（手数料の納付時期）</p> <p>第3条 前条に規定する手数料（以下「手数料」という。）は、次の各号に掲げる手数料の区分に応じ、当該各号に定める時期に納付しなければならない。</p> <p>(1)・(2) 省略</p> <p>(3) <u>別表6の表1の項及び2の項に掲げる手数料 写しの交付の際</u></p> <p>(4) 省略</p> <p>(5) <u>前各号に掲げる手数料以外の手数料 申請、申込み、願出、請求等の際</u></p> <p>別表（第2条、第3条、第7条関係）</p> <p>1 省略</p> <p>2 保健福祉関係事務手数料</p>			<p>（手数料の納付時期）</p> <p>第3条 前条に規定する手数料（以下「手数料」という。）は、次の各号に掲げる手数料の区分に応じ、当該各号に定める時期に納付しなければならない。</p> <p>(1)・(2) 省略</p> <p>(3) 省略</p> <p>(4) <u>前3号に掲げる手数料以外の手数料 申請、申込み、願出、請求等の際</u></p> <p>別表（第2条、第3条、第7条関係）</p> <p>1 省略</p> <p>2 保健福祉関係事務手数料</p>																														
<table border="1"> <thead> <tr> <th>事 務</th> <th>名 称</th> <th>金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1～10 省略</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>10の2 保健師助産師看護師法第15条の2第2項の規定に基づく准看護師再教育研修の実施</td> <td>准看護師再教育研修受講手数料</td> <td>(1) 保健師助産師看護師法第14条第2項第1号に掲げる処分を受けた者に対する再教育研修 48,000円 (2) 保健師助産師看護師法第14条第2項第2号に掲げる処分を受けた者又は同条第3項の規定に基づき再免許を受けようとする者に対する再教育研修 89,000円</td> </tr> <tr> <td>10の3 保健師助産師看護師法第15条の2第4項の規定に基づく准看護師再教育研修修了の登録申請に対する審査</td> <td>准看護師再教育研修修了の登録申請手数料</td> <td>5,600円</td> </tr> <tr> <td>10の4 保健師助産師看護師</td> <td>准看護師再教</td> <td>3,400円</td> </tr> </tbody> </table>	事 務	名 称	金 額	1～10 省略			10の2 保健師助産師看護師法第15条の2第2項の規定に基づく准看護師再教育研修の実施	准看護師再教育研修受講手数料	(1) 保健師助産師看護師法第14条第2項第1号に掲げる処分を受けた者に対する再教育研修 48,000円 (2) 保健師助産師看護師法第14条第2項第2号に掲げる処分を受けた者又は同条第3項の規定に基づき再免許を受けようとする者に対する再教育研修 89,000円	10の3 保健師助産師看護師法第15条の2第4項の規定に基づく准看護師再教育研修修了の登録申請に対する審査	准看護師再教育研修修了の登録申請手数料	5,600円	10の4 保健師助産師看護師	准看護師再教	3,400円	<table border="1"> <thead> <tr> <th>事 務</th> <th>名 称</th> <th>金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1～10 省略</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>			事 務	名 称	金 額	1～10 省略											
事 務	名 称	金 額																															
1～10 省略																																	
10の2 保健師助産師看護師法第15条の2第2項の規定に基づく准看護師再教育研修の実施	准看護師再教育研修受講手数料	(1) 保健師助産師看護師法第14条第2項第1号に掲げる処分を受けた者に対する再教育研修 48,000円 (2) 保健師助産師看護師法第14条第2項第2号に掲げる処分を受けた者又は同条第3項の規定に基づき再免許を受けようとする者に対する再教育研修 89,000円																															
10の3 保健師助産師看護師法第15条の2第4項の規定に基づく准看護師再教育研修修了の登録申請に対する審査	准看護師再教育研修修了の登録申請手数料	5,600円																															
10の4 保健師助産師看護師	准看護師再教	3,400円																															
事 務	名 称	金 額																															
1～10 省略																																	

法第15条の2 第5項に規定 する准看護師 再教育研修 了登録証の書 換え交付	育研修 修了登 録証書 換え交 付手数 料	
10の5 保健師 助産師看護師 法第15条の2 第5項に規定 する准看護師 再教育研修 了登録証の再 交付	准看護 師再教 育研修 修了登 録証再 交付手 数料	4,100円
11～113 省略		
備考 省略		

3～5 省略

6 その他の手数料

事 務	名 称	金 額
1 政治資金規 正法（昭和23 年法律第194 号）第19条の 16第1項の規 定に基づく少 額領収書等の 写しに係る写 しの交付	少額領 収書等 の写し の交付 手数料	次に掲げる写しの交付の方法の区 分に応じ、それぞれ次に定める金 額 (1) 少額領収書等の写しを複写機 により用紙に白黒で複写したも のの交付 交付する用紙1枚 (用紙の両面に複写する場合に あつては、片面を1枚とす る。)につき10円 (2) 少額領収書等の写しをスキャ ナにより読み取ってできた電磁 的記録（電子的方式、磁氣的方 式その他人の知覚によっては認 識することができない方式で作 られた記録をいう。以下この項 及び2の項において同じ。）を フレキシブルディスクカートリ ッジ（日本工業規格X6223に適 合する幅90ミリメートルのもの に限る。2の項において同 じ。）に複写したものの交付 フレキシブルディスクカートリ ッジ1枚につき30円に少額領収 書等の写し1枚（少額領収書等 の写しが用紙の両面に複写され ている場合にあつては、片面を 1枚とする。以下この項におい て同じ。）ごとに10円を加えた 額 (3) 少額領収書等の写しをスキャ ナにより読み取ってできた電磁 的記録を光ディスク（日本工業

11～113 省略		
備考 省略		

3～5 省略

6 その他の手数料

事 務	名 称	金 額
1 削除		

		<p>規格X0606及びX6281に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。)に複写したものの交付 光ディスク1枚につき60円に少額領収書等の写し1枚ごとに10円を加えた額</p> <p>(4) 少額領収書等の写しをスキャナにより読み取ってできた電磁的記録を光ディスク(日本工業規格X6241に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。)に複写したものの交付 光ディスク1枚につき70円に少額領収書等の写し1枚ごとに10円を加えた額</p>			
<p>2 政治資金規正法第20条の2第2項の規定に基づく収支報告書等の写しの交付</p>	<p>収支報告書の写しの交付手数料</p>	<p>次に掲げる写しの交付の方法の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(1) 収支報告書等を複写機により用紙に白黒で複写したものの交付 交付する用紙1枚(用紙の両面に複写する場合にあっては、片面を1枚とする。)につき10円</p> <p>(2) 収支報告書等をスキャナにより読み取ってできた電磁的記録をフレキシブルディスクカートリッジに複写したものの交付 フレキシブルディスクカートリッジ1枚につき30円に収支報告書等1枚(収支報告書等が用紙の両面に記載されている場合にあっては、片面を1枚とする。以下この項において同じ。)ごとに10円を加えた額</p> <p>(3) 収支報告書等をスキャナにより読み取ってできた電磁的記録を光ディスク(日本工業規格X0606及びX6281に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。)に複写したものの交付 光ディスク1枚につき60円に収支報告書等1枚ごとに10円を加えた額</p> <p>(4) 収支報告書等をスキャナにより読み取ってできた電磁的記録を光ディスク(日本工業規格X6241に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で</p>	<p>2 削除</p>		

		再生することが可能なものに限る。)に複写したものの交付 光ディスク1枚につき70円に収 支報告書等1枚ごとに10円を加 えた額			
3 ~ 64	省略		3 ~ 64	省略	
備考	省略		備考	省略	

附 則

この条例は、平成21年1月1日から施行する。ただし、別表2の表10の項の次に次のように加える改正規定は、公布の日から施行する。

○愛媛県条例第67号

愛媛県県税賦課徴収条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

平成20年12月19日

愛媛県知事 加 戸 守 行

愛媛県県税賦課徴収条例の一部を改正する条例

愛媛県県税賦課徴収条例（昭和25年愛媛県条例第21号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(寄附金税額控除)</p> <p>第14条の2 県民税の所得割の納税義務者が、前年中に次に掲げる寄附金を支出し、当該寄附金の額の合計額（当該合計額が前年の総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額の100分の30に相当する金額を超える場合には、当該100分の30に相当する金額）が5,000円を超える場合には、その超える金額の100分の4に相当する金額（当該納税義務者が前年中に第1号に掲げる寄附金を支出し、当該寄附金の額の合計額が5,000円を超える場合にあつては、当該100分の4に相当する金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。）をその者の前2条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。</p> <p>(1)・(2) 省略</p> <p>(3) <u>所得税法（昭和40年法律第33号）第78条第2項第2号及び第3号に掲げる寄附金（同条第3項及び租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第41条の18の3の規定により特定寄附金とみなされるものを含む。）のうち、次に掲げるもの（前号に掲げる寄附金に該当するものを除く。）</u></p> <p><u>ア 県内に主たる事務所を有する法人又は団体に対する寄附金（当該法人の設立前においてされる寄附金を含む。）</u></p> <p><u>イ 知事又は教育委員会の所管に属する公益信託の信託財産とするために支出した金銭</u></p> <p><u>ウ ア及びイに掲げるもののほか、これらに類する寄附金として規則で定めるもの</u></p> <p>2 省略</p> <p>(外国税額控除)</p> <p>第15条 県民税の所得割の納税義務者が、法第37条の3に規定する外国の所得税等（以下この条において「外国の所得税等」という。）を課された場合において、当該外国の所得税等の額のうち</p>	<p>(寄附金税額控除)</p> <p>第14条の2 県民税の所得割の納税義務者が、前年中に次に掲げる寄附金を支出し、当該寄附金の額の合計額（当該合計額が前年の総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額の100分の30に相当する金額を超える場合には、当該100分の30に相当する金額）が5,000円を超える場合には、その超える金額の100分の4に相当する金額（当該納税義務者が前年中に第1号に掲げる寄附金を支出し、当該寄附金の額の合計額が5,000円を超える場合にあつては、当該100分の4に相当する金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。）をその者の前2条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。</p> <p>(1)・(2) 省略</p> <p>2 省略</p> <p>(外国税額控除)</p> <p>第15条 県民税の所得割の納税義務者が、法第37条の3に規定する外国の所得税等（以下この条において「外国の所得税等」という。）を課された場合において、当該外国の所得税等の額のうち</p>

所得税法 第95条第1項の控除限度額を超える額があるときは、令第7条の19に規定するところにより計算した額を限度として、同条に規定するところにより、当該超える金額（同条に規定する金額に限る。）をその者の前3条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。

（県民税の株式等譲渡所得割の特別徴収義務者）

第17条の7 選択口座が開設されている租税特別措置法

第37条の11の3第3項第1号に規定する金融商品取引業者等で当該選択口座に係る特定口座内保管上場株式等の譲渡の対価又は当該選択口座において処理された上場株式等の信用取引等に係る差金決済に係る差益に相当する金額の支払を受けるべき日の属する年の1月1日現在において県内に住所を有する個人に対して当該譲渡の対価又は当該差金決済に係る差益に相当する金額の支払をするものは、県民税の株式等譲渡所得割についての特別徴収義務者とする。

所得税法（昭和40年法律第33号）第95条第1項の控除限度額を超える額があるときは、令第7条の19に規定するところにより計算した額を限度として、同条に規定するところにより、当該超える金額（同条に規定する金額に限る。）をその者の前3条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。

（県民税の株式等譲渡所得割の特別徴収義務者）

第17条の7 選択口座が開設されている租税特別措置法（昭和32年

法律第26号）第37条の11の3第3項第1号に規定する金融商品取引業者等で当該選択口座に係る特定口座内保管上場株式等の譲渡の対価又は当該選択口座において処理された上場株式等の信用取引等に係る差金決済に係る差益に相当する金額の支払を受けるべき日の属する年の1月1日現在において県内に住所を有する個人に対して当該譲渡の対価又は当該差金決済に係る差益に相当する金額の支払をするものは、県民税の株式等譲渡所得割についての特別徴収義務者とする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。

（県民税に関する経過措置）

2 改正後の愛媛県県税賦課徴収条例（以下「新条例」という。）第14条の2第1項の規定は、県民税の所得割の納税義務者が平成20年1月1日以後に支出する同項第3号に掲げる寄附金について適用する。

3 平成21年度から平成26年度までの各年度分の個人の県民税についての新条例第14条の2第1項の規定の適用については、同項第3号中「及び租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第41条の18の3」とあるのは、「、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第41条の18の3及び所得税法等の一部を改正する法律（平成20年法律第23号）附則第55条の規定によりなおその効力を有することとされる同法第8条の規定による改正前の租税特別措置法第41条の18の2第1項」とする。

○愛媛県条例第68号

愛媛県統計調査条例を次のように公布する。

平成20年12月19日

愛媛県知事 加 戸 守 行

愛媛県統計調査条例

（目的）

第1条 この条例は、統計法（平成19年法律第53号。以下「法」という。）及びこれに基づく命令に定めるもののほか、県統計調査の実施及び結果の利用に関し必要な事項を定めることにより、適切な行政運営を図り、もって県民経済の健全な発展及び県民生活の向上に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において「県統計調査」とは、県が統計の作成を目的として個人又は法人その他の団体に対し事実の報告を求めることにより行う調査をいう。ただし、次に掲げるものを除く。

- (1) 県がその内部において行うもの
- (2) 法及びこれに基づく命令以外の法律又は政令において、市町に対し、報告を求めることが規定されているもの
- (3) 国の行政機関（法第2条第1項に規定する行政機関をいう。以下同じ。）その他の者からの委託を受けて行うもの
- (4) 統計法施行令（平成20年政令第334号）第2条第5号に規定する事務に関して行うもの

2 この条例において「県基幹統計調査」とは、県統計調査のうち特に重要なものであって、知事その他の執行機関（以下「知事等」という。）が指定したものをいう。

（県基幹統計調査の指定の告示等）

第3条 知事等は、前条第2項の規定による指定（以下この項において「指定」という。）をしたときは、その旨を告示しなければならない。指定を解除したときも、同様とする。

2 知事等は、県統計調査を行おうとするときは、その目的、範囲、事項、方法その他必要な事項を告示しなければならない。この場合において、当該県統計調査が県基幹統計調査であるときは、その旨及び次条に規定する報告義務に関する事項を併せて告示しなければならない。

（報告義務）

第4条 知事等は、県基幹統計調査のために必要な事項について、個人又は法人その他の団体に対し報告を求めることができる。

2 前項の規定により報告を求められた者は、これを拒み、又は虚偽の報告をしてはならない。

3 第1項の規定により報告を求められた者が、未成年者（営業に関し成年者と同一の行為能力を有する者を除く。）又は成年被後見人である場合においては、その法定代理人が本人に代わって報告する義務を負う。

（統計調査員）

第5条 知事等は、県基幹統計調査を行うために必要があるときは、統計調査員を置くことができる。

2 統計調査員は、知事等の指揮監督を受け、調査票の配布、取集その他県基幹統計調査に関する事務に従事する。

（立入検査等）

第6条 知事等は、県基幹統計調査の正確な報告を求めるときには、当該県基幹統計調査の報告を求められた者に対し、その報告に関し資料の提出を求め、又は統計調査員その他の職員に、必要な場所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする統計調査員その他の職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（県基幹統計調査と誤認させる調査の禁止）

第7条 何人も、県基幹統計調査の報告の求めであると人を誤認させるような表示又は説明をすることにより、当該求めに対する報告として、個人又は法人その他の団体の情報を取得してはならない。

（結果の公表）

第8条 知事等は、県基幹統計調査の結果を、速やかに、インターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならない。

2 前項の規定は、県基幹統計調査以外の県統計調査の結果の公表について準用する。ただし、特別の事情があるときは、その全部又は一部を公表しないことができる。

（調査票情報の二次利用）

第9条 知事等は、次に掲げる場合には、県統計調査に係る調査票情報（法第2条第11項に規定する調査票情報をいう。以下同じ。）を利用することができる。

- (1) 統計の作成又は統計的研究（以下「統計の作成等」という。）を行う場合
- (2) 統計を作成するための調査に係る名簿を作成する場合

（調査票情報の提供）

第10条 知事等は、次の各号に掲げる者が当該各号に定める行為を行う場合には、その行った県統計調査に係る調査票情報を、これらの者に提供することができる。

- (1) 国の行政機関、他の地方公共団体その他これに準ずる者として規則で定める者 統計の作成等又は統計を作成するための調査に係る名簿の作成
- (2) 前号に掲げる者が行う統計の作成等と同等の公益性を有する統計の作成等として規則で定めるものを行う者 当該規則で定める統計の作成等

（調査票情報の提供を受けた者による適正な管理）

第11条 前条の規定により調査票情報の提供を受けた者は、当該調査票情報を適正に管理するために必要な措置を講じなければならない。

2 前項の規定は、前条の規定により調査票情報の提供を受けた者から当該調査票情報の取扱いに関する業務の委託を受けた者その他の当該委託に係る業務を受託した者について準用する。

（調査票情報の提供を受けた者の守秘義務等）

第12条 次の各号に掲げる者は、当該各号に定める業務に関して知り得た個人又は法人その他の団体の秘密を漏らしてはならない。

- (1) 第10条の規定により調査票情報の提供を受けた者であって、当該調査票情報の取扱いに従事するもの又は従事していたもの 当該調査票情報を取り扱う業務
- (2) 第10条の規定により調査票情報の提供を受けた者から当該調査票情報の取扱いに関する業務の委託を受けた者その他の当該委託に係る業務に従事する者又は従事していた者 当該委託に係る業務

2 第10条の規定により調査票情報の提供を受けた者又は同条の規定により調査票情報の提供を受けた者から当該調査票情報の取扱いに関する業務の委託を受けた者その他の当該委託に係る業務に従事する者若しくは従事していた者は、当該調査票情報をその提供を受けた目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供してはならない。

（委任）

第13条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、知事等が定める。

（罰則）

第14条 次の各号のいずれかに該当する者は、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

- (1) 第7条の規定に違反して、県基幹統計調査の報告の求めであると人を誤認させるような表示又は説明をすることにより、当該求めに対する報告として、個人又は法人その他の団体の情報を取得した者
- (2) 第12条第1項の規定に違反して、その業務に関して知り得た個人又は法人その他の団体の秘密を漏らした者

2 前項第1号の罪の未遂は、罰する。

第15条 第12条第1項各号に掲げる者が、その取扱いに係る調査票情報を、自己又は第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第16条 次の各号のいずれかに該当する者は、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

- (1) 県基幹統計調査に関する業務に従事する者で当該県基幹統計調査の結果をして真実に反するものたらしめる行為をしたもの
- (2) 第4条に規定する県基幹統計調査の報告を求められた者の報告を妨げた者

第17条 次の各号のいずれかに該当する者は、20万円以下の罰金に処する。

- (1) 第4条の規定に違反して、県基幹統計調査の報告を拒み、又は虚偽の報告をした者
- (2) 第6条第1項の規定による資料の提出をせず、若しくは虚偽の資料を提出し、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の規定は、この条例の施行の日以後に行う県統計調査について適用する。

(愛媛県個人情報保護条例の一部改正)

- 3 愛媛県個人情報保護条例(平成13年愛媛県条例第41号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
第5節 他の制度との調整等	第5節 他の制度との調整等
第45条 この章の規定は、次に掲げる個人情報については、適用しない。 (1) 省略 (2) <u>統計法(平成19年法律第53号)第24条第1項の規定により総務大臣に届け出られた統計調査に係る同法第2条第11項に規定する調査票情報に含まれる個人情報</u> (3) 省略 2～5 省略	第45条 この章の規定は、次に掲げる個人情報については、適用しない。 (1) 省略 (2) 省略 2～5 省略

○愛媛県条例第69号

愛媛県環境審議会条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

平成20年12月19日

愛媛県知事 加 戸 守 行

愛媛県環境審議会条例の一部を改正する条例

愛媛県環境審議会条例(平成6年愛媛県条例第18号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(組織)	(組織)
第2条 審議会は、委員 <u>16人</u> 以内で組織する。ただし、水質汚濁防止法(昭和45年法律第138号)第21条第1項の事務(以下「水質汚濁防止に関する事務」という。)を行う場合にあっては、水質特別委員 <u>2人</u> 以内を含めるものとする。	第2条 審議会は、委員 <u>30人</u> 以内で組織する。ただし、水質汚濁防止法(昭和45年法律第138号)第21条第1項の事務(以下「水質汚濁防止に関する事務」という。)を行う場合にあっては、水質特別委員 <u>5人</u> 以内を含めるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

○愛媛県条例第70号

教育職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

平成20年12月19日

愛媛県知事 加 戸 守 行

教育職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

教育職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和27年愛媛県条例第32号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（教員特殊業務手当）</p> <p>第6条の3 前条の手当の額は、業務に従事した日1日につき、次の各号に掲げる額をこえて支給してはならない。</p> <p>(1) 前条第1号アに規定する業務 <u>6,400円</u></p> <p>(2) 前条第1号イ及びウに規定する業務 <u>6,000円</u></p> <p>(3) 前条第2号に規定する業務 <u>3,400円</u></p> <p>(4) 前条第3号に規定する業務 <u>3,400円</u></p> <p>(5) 前条第4号に規定する業務 <u>2,400円</u></p> <p>(6) 省略</p> <p>2 省略</p>	<p>（教員特殊業務手当）</p> <p>第6条の3 前条の手当の額は、業務に従事した日1日につき、次の各号に掲げる額をこえて支給してはならない。</p> <p>(1) 前条第1号アに規定する業務 <u>3,200円</u></p> <p>(2) 前条第1号イ及びウに規定する業務 <u>3,000円</u></p> <p>(3) 前条第2号に規定する業務 <u>1,700円</u></p> <p>(4) 前条第3号に規定する業務 <u>2,400円</u></p> <p>(5) 前条第4号に規定する業務 <u>2,000円</u></p> <p>(6) 省略</p> <p>2 省略</p>

附 則

この条例は、平成21年1月1日から施行する。

○愛媛県条例第71号

愛媛県食の安全安心推進条例を次のように公布する。

平成20年12月19日

愛媛県知事 加 戸 守 行

愛媛県食の安全安心推進条例

目次

前文

第1章 総則（第1条 第10条）

第2章 施策の基本となる事項（第11条 第21条）

第3章 施策の推進（第22条 第26条）

第4章 愛媛県食の安全安心推進県民会議（第27条）

第5章 雑則（第28条）

附則

国際化の進展に伴い、私たち県民の日々の食卓は世界中からもたらされた多種多様な食材でにぎわい、豊かな食生活を享受することが可能となった。

一方、食生活の基本となる食品の安全性を損なう危機的事態が国内はもとより世界各地で次々と発生するなど、食を取り巻く環境は大きく変化しており、私たち県民は、この状況に的確に対応していかなければならない。

言うまでもなく、食こそ生命と生活の礎であり、食の安全安心は、県民にとって最も身近で切実な願いの一つである。

このため、県、市町及び食品関連事業者はもとよりすべての県民が、一体となってこれらの課題に果敢に挑み、その解決を図ることによって食の安全安心を推進するとともに、将来に向かってえひめの豊かな食文化を次の世代に継承していくことが不可欠である。

ここに、食の安全安心について、すべての県民の参加と相互理解の下、基本理念を明らかにしてその方向性を示し、必要な施策を総合的かつ計画的に推進するため、この条例を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、食品の安全性及び食品に対する安心感の確保（以下「食の安全安心」という。）に関し、基本理念を定め、並びに県及び食品関連事業者の責務並びに県民の役割を明らかにするとともに、食の安全安心のための施策の基本となる事項を定めることにより、食の安全安心に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって県民が健康で安心して暮らすことのできる社会の実現に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 食品 全ての飲食物（薬事法（昭和35年法律第145号）に規定する医薬品及び医薬部外品を除く。）をいう。
- (2) 食品等 食品（その原料又は材料として使用される農林水産物を含む。）並びに添加物（食品衛生法（昭和22年法律第233号）第4条第2項に規定する添加物をいう。）、器具（同条第4項に規定する器具をいう。）及び容器包装（同条第5項に規定する容器包装をいう。）をいう。
- (3) 生産資材 農林漁業において使用される肥料、農薬、飼料、飼料添加物、動物用の医薬品その他食品の安全性に影響を及ぼすおそれ

がある資材をいう。

- (4) 食品関連事業者 食品等又は生産資材の生産、輸入又は販売その他の事業活動を行う事業者であって、県内に事業所、事務所その他の事業に係る施設又は場所を有する者をいう。

(基本理念)

第3条 食の安全安心は、このために必要な措置が県民の健康の保護が最も重要であるという基本的認識の下に講じられることにより、行われなければならない。

2 食の安全安心は、食品等の生産から消費に至る一連の行程の各段階において、県民の健康への悪影響を未然に防止する観点から、適切に行われなければならない。

3 食の安全安心は、このために必要な措置が県民の意見に十分配慮しつつ科学的知見に基づき講じられるとともに、県及び食品関連事業者による食品の安全性に関する積極的な情報の公開並びに県、県民、食品関連事業者その他関係者相互間の信頼と理解の下に行われなければならない。

(県の責務)

第4条 県は、前条に定める食の安全安心についての基本理念(以下「基本理念」という。)のっとり、食の安全安心に関する施策を総合的に策定し、及び計画的に実施する責務を有する。

(食品関連事業者の責務)

第5条 食品関連事業者は、基本理念のっとり、その事業活動を行うに当たって、自らが食の安全安心について第一義的責任を有していることを認識して、食の安全安心のために必要な措置を食品等の生産から販売に至る一連の供給の行程(以下「食品等供給行程」という。)の各段階において適切に講ずる責務を有する。

2 食品関連事業者は、基本理念のっとり、その事業活動において取り扱う食品等又は生産資材により県民の健康への悪影響が発生し、又はそのおそれがある場合には、当該悪影響の発生又は拡大の防止に必要な措置を的確かつ迅速に講ずる責務を有する。

3 前2項に定めるもののほか、食品関連事業者は、基本理念のっとり、その事業活動に関し、国、県又は市町が実施する食の安全安心に関する施策に協力する責務を有する。

(県民の役割)

第6条 県民は、自ら健康で安心な生活を確保する自覚を持ち、食品等の安全性についての知識及び理解の向上に努めるものとする。

2 県民は、食の安全安心に関する施策に対して意見を表明するよう努めることにより、食の安全安心の推進に積極的な役割を果たすものとする。

(国等との連携等)

第7条 県は、食の安全安心に関する施策の推進に当たっては、国、他の都道府県及び市町と密接な連携を図るよう努めるものとする。

2 県は、食の安全安心に関する施策の推進に当たっては、消費者団体、食品関連事業者の組織する団体その他の関係団体との協働に努めるものとする。

(環境に及ぼす影響への配慮)

第8条 食の安全安心を推進するに当たっては、県、食品関連事業者及び県民は、その取組が環境に及ぼす影響について配慮するものとする。

(財政上の措置)

第9条 県は、食の安全安心に関する施策を実施するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(施策の実施状況の報告及び公表)

第10条 知事は、毎年度、食の安全安心に関して講じた施策の実施状況について、議会に報告するとともに、これを公表しなければならない。

第2章 施策の基本となる事項

(推進計画の策定)

第11条 知事は、食の安全安心に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、食の安全安心の推進に関する計画(以下「推進計画」という。)を定めなければならない。

2 推進計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 食の安全安心に関する基本的な方向
- (2) 食の安全安心のための措置に関する事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、食の安全安心に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 知事は、推進計画を定めるに当たっては、あらかじめ、愛媛県食の安全安心推進県民会議の意見を聴くとともに、県民の意見を反映するために必要な措置を講ずるものとする。

4 知事は、推進計画を定めるときは、遅滞なくこれを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、推進計画の変更について準用する。

(推進体制等の整備)

第12条 県は、食の安全安心に関する施策を総合的に推進するために必要な体制の整備を図るものとする。

2 県は、食品等による人の健康に係る重大な被害が生ずることを防止するため、当該被害が生じ、又は生ずるおそれがある場合に、迅速

かつ適切に対処するための緊急時の体制及び当該被害の発生防止に関する体制の整備その他の必要な措置を講ずるものとする。

(食品等供給行程の監視等及びその体制の整備)

第13条 県は、食品等供給行程の各段階において、食の安全安心に関し適切な取扱いが行われていることを監視し、指導し、及び検査するために必要な措置を講ずるものとする。

2 県は、前項の措置の実施に当たっては、関係機関と連携を図るとともに、機動的、効果的かつ効率的に実施するための体制の整備に努めるものとする。

(安全な食品等の生産及び供給の促進)

第14条 県は、安全な食品等の生産及び供給を促進するため、食品関連事業者による食品等の適切な生産及び供給の管理が行われるよう必要な措置を講ずるものとする。

2 県は、安全な農林水産物の生産を促進するため、農林水産物の振興に関する施策の充実に努めるものとする。

(自主的な衛生管理の促進)

第15条 県は、食品関連事業者による自主的な衛生管理が食の安全安心上重要であることにかんがみ、食品関連事業者が食の安全安心のために行う食品等の取扱いに関する基準の設定その他の自発的な取組を促進するよう必要な措置を講ずるものとする。

2 県は、前項の措置を円滑に実施するため、食品等の製造、加工等を行う工程の安全性を保証するための制度の整備及びその普及に努めるものとする。

(食品表示制度の適切な運用の確保等)

第16条 県は、食品の表示が食の安全安心に関し重要な役割を果たしていることにかんがみ、食品の表示の制度の適切な運用を確保するとともに、食品の生産、輸入、販売その他の事業活動を行う事業者が県民の食品に対する安心感に配慮した方法で食品の表示をするよう必要な措置を講ずるものとする。

(情報公開、情報の共有及び相互理解の促進)

第17条 県は、食品関連事業者が保有している食の安全安心に関する情報に関して、食品関連事業者による積極的な公開又は提供が促進されるよう必要な措置を講ずるものとする。

2 県は、食の安全安心に関する情報の収集、整理、分析及び公開に努めるとともに、県、県民、食品関連事業者その他関係者相互間の情報の共有及び相互理解を図るため、食の安全安心に関する情報及び意見の交換が促進されるよう必要な措置を講ずるものとする。

(県民の意見の反映)

第18条 県は、第11条第3項に定めるもののほか、食の安全安心に関し、広く県民の意見を求めるために必要な措置を講じ、その意見を施策に反映するよう努めるものとする。

(調査研究等の推進等)

第19条 県は、食の安全安心に関する調査研究及び技術開発を推進し、及びその成果を普及するために必要な措置を講ずるものとする。

(人材の確保及び育成)

第20条 県は、食品等及び生産資材の安全性に関して専門的な知識を有する人材を確保し、及び育成するために必要な措置を講ずるものとする。

(教育及び学習の振興等)

第21条 県は、県民が食の安全安心に関する知識と理解を深めるため、食の安全安心に関する教育及び学習の振興、広報活動の充実その他の必要な措置を講ずるものとする。

2 県は、食の安全安心に関する県民の意識の向上を図るため、食育の推進を図るものとする。

3 県は、食の安全安心の推進を通じて、県内の安全で良質な農林水産物の地産地消(地域で生産された農林水産物を当該地域で消費することをいう。)の推進を図るものとする。

第3章 施策の推進

(自主回収報告制度)

第22条 食品関連事業者(食品等を生産し、採取し、製造し、輸入し、加工し、又は販売する事業者に限る。以下この条から第24条までにおいて同じ。)は、県内において、その生産し、採取し、製造し、輸入し、加工し、又は販売した食品等の自主的な回収に着手したとき(法令に基づく命令又は書面による回収の指導を受けて回収に着手したときを除く。)は、直ちに、規則で定めるところにより、知事に報告しなければならない。ただし、食品関連事業者が食品衛生法に基づく条例の規定により報告するときは、この限りでない。

2 知事は、前項本文の規定による報告に係る回収の措置が、人の健康への被害の発生又はその拡大を防止する上で適切でないとき認めるときは、当該食品関連事業者に対し、回収の措置に関する指導その他の必要な指示をすることができる。

3 第1項本文の規定による報告を行った食品関連事業者は、当該報告に係る回収を終了したときは、速やかに、規則で定めるところにより、その旨を知事に報告しなければならない。

(自主回収の公表等)

第23条 知事は、前条第1項本文若しくは第3項の規定による報告又は食品衛生法施行条例(平成12年愛媛県条例第16号)別表第1の1の項⁽¹⁾の規定による報告があったときは、速やかにその旨を公表するとともに、当該報告に係る情報を関係行政機関の長に提供しなければならない。

(自主回収への協力)

第24条 食品関連事業者は、その取り扱う食品等について、他の事業者によって自主的な回収が行われるときは、円滑かつ確実な回収のために必要な協力をするよう努めるものとする。

(危害情報の申出)

第25条 県民は、人の健康に悪影響を及ぼすおそれがある食品に関する情報を入手したときは、規則で定めるところにより、知事に対し、その旨を申し出ることができる。

2 知事は、前項の規定による申出があったときは、速やかに必要な調査を行い、当該申出の内容に相当の理由があると認めるときは、関係法令及びこの条例に基づく必要な措置を講ずるものとする。ただし、当該申出の内容が他の行政機関の所管に属するときは、当該申出の内容を当該行政機関の長に通知するものとする。

(顕彰の実施)

第26条 知事は、食の安全安心に関し、特に優れた取組をした者の顕彰に努めるものとする。

第4章 愛媛県食の安全安心推進県民会議

第27条 第11条第3項の規定により知事に対し意見を述べさせるとともに、食の安全安心に関する重要な事項を調査審議させるため、愛媛県食の安全安心推進県民会議（以下「推進県民会議」という。）を置く。

2 推進県民会議は、委員10人以内で組織する。

3 委員は、学識経験のある者その他適当と認める者のうちから、知事が任命する。

4 専門の事項を審査させ、又は調査審議させるため必要があるときは、推進県民会議に専門委員を置くことができる。

5 専門委員は、学識経験のある者のうちから、知事が任命する。

6 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

7 委員は、再任されることができる。

8 専門委員は、第4項に規定する専門の事項の審査又は調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

9 委員及び専門委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

10 第2項から前項までに定めるもののほか、推進県民会議の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第5章 雑則

第28条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成21年4月1日から施行する。ただし、第22条、第23条及び第25条の規定は、同年10月1日から施行する。